

社団法人 日本透析医会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、社団法人日本透析医会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都千代田区神田須田町1丁目15番地に置く。

2. 本会は、総会の議決を経て必要の地に従たる事務所を置くことができる。

(目的)

第3条 本会は、適正な人工透析療法の普及、技術の向上及び関係者の教育研修を行うとともに、腎不全対策の推進のための事業を行い、もって会員の倫理の昂揚及び資質の向上並びに国民の保健・福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 人工透析療法の導入及び継続に関しその適正化を図るための事例検討その他の調査研究を行うこと。
- (2) 人工透析療法に関する医療従事者の教育及び研修を行うこと。
- (3) 人工透析療法の安全性及び有効性の向上に関する調査研究を行い、及び助成すること。
- (4) 合併症を有する腎不全患者に対し医療の確保を図るための調査研究を行い、及び助成すること。
- (5) 腎不全予防、腎移植その他腎不全対

策の推進のため、国、地方公共団体等が行う活動に協力すること。

- (6) その他、本会の目的を達成するために必要な事業。

第2章 会 員

(会 員)

第5条 本会の会員は、本会の趣旨に賛同する医師をもって民法上の社員とする。

(入 会)

第6条 会員として入会しようとする者は、理事会の議決を経て会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込まなければならない。

2. 入会は、総会が別に定める基準により理事会においてその可否を決定し、会長が本人に通知するものとする。

(会費等)

第7条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(資格の喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 禁治産若しくは準禁治産又は破産の宣告を受けたとき。
- (3) 死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。
- (4) 2年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。

(退 会)

第9条 会員は、理事会の議決を経て会長が別に定める退会届を会長に提出して、任

意に退会することができる。

(除 名)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において4分の3以上の議決に基づき、除名することができる。ただし、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の定款又は規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員

(種類及び定数)

第12条 本会に、次の役員を置く。

理 事 21人以上30人以内

監 事 2人又は3人

2. 理事のうち、1人を会長、2人以内を副会長、1人を専務理事、3人以内を常務理事とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2. 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会において互選する。
3. 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。
4. 理事の1人とその親族、その他特別の利害関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。
5. 監事は、互いに親族、その他特別の利害関係にある者であってはならない。
6. 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を厚生大臣に届け出なければならない。

7. 監事に異動があったときは、遅滞なく厚生大臣に届け出なければならない。

(職 務)

第14条 会長は本会を代表し、会務を総理する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。
3. 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本会の常務を統括する。
4. 常務理事は、理事会の議決に基づき、本会の常務を分担処理する。
5. 理事は、理事会を構成し、定款及び総会の議決に基づき会務を執行する。
6. 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 会計を監査すること。
- (2) 理事の業務執行状況を監査すること。
- (3) 会計及び業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを総会又は厚生大臣に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会又は理事会の招集を請求し、若しくは招集すること。

(任 期)

第15条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
3. 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解 任)

第16条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会において3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。ただし、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

- 第17条 役員は、有給とすることができる。
2. 役員には費用を弁償することができる。
 3. 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て会長が別に定める。

第4章 総会

(種別)

- 第18条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

- 第19条 総会は会員をもって構成する。

(権能)

- 第20条 総会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。
- (1) 事業計画及び収支予算についての事項
 - (2) 事業報告、及び収支決算についての事項
 - (3) 財産目録及び貸借対照表についての事項
 - (4) その他、この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認められたもの。

(開催)

- 第21条 通常総会は毎年2回開催する。
2. 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面によって招集の請求があったとき。

- (3) 第14条第6項第4号の規定により監事から招集の請求があったとき。

(招集)

- 第22条 総会は、会長が招集する。
2. 会長は前条第2項の規定による請求があったときはその請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
 3. 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも10日前までに通知しなければならない。

(議長)

- 第23条 総会の議長は、その総会において、出席会員の中から選出する。

(定足数)

- 第24条 総会は、会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

- 第25条 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

- 第26条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。
2. 前項の場合における前2条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(議事録)

- 第27条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
 - (2) 会員の現在員数、出席者数及び出席

者氏名

(書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること)

- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が、署名押印をしなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第28条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第29条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(種類及び開催)

第30条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

2. 通常理事会は、毎年2回開催する。
3. 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第14条第6項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第31条 理事会は、会長が必要と認めるとき招集する。

2. 会長は、理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書

面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。(理事会の定足数等)

第33条 理事会には、第24条から第27条までの規定を準用する。この場合において、これらの条文中「総会」及び「会員」とあるのは、それぞれ「理事会」及び「理事」と読み替えるものとする。

第6章 名誉会長及び顧問

(名誉会長及び顧問)

- 第34条 本会に、名誉会長及び顧問を置くことができる。
2. 名誉会長は、会長に対し必要な助言を行う。
 3. 顧問は、会長の諮問に応じ必要な助言を行う。
 4. 顧問に関する事項は、総会の承認を経て会長が別に定める。

第7章 財産及び会計

(財産の構成)

第35条 本会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(財産の管理)

第36条 本会の財産は、会長が管理し、その方

法は、総会の議決を経て会長が別に定める。

(経費の支弁)

第37条 本会の経費は、財産をもって支弁する。
(事業計画及び予算)

第38条 本会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会において3分の2以上の議決を経て、厚生大臣に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第39条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2. 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第40条 本会の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、会長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経て、その会計年度終了後3ヵ月以内に厚生大臣に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更が生じた場合には2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。

(長期借入金)

第41条 本会が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において3分の2以上の議決を経、かつ、厚生大臣の承認を得なければならない。

(会計年度)

第42条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始

まり翌年3月31日に終わる。

第8章 事務局

(設置等)

第43条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2. 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
3. 事務局長及び職員は、会長が任免する。
4. 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て会長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第44条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。

- (1) 定款
- (2) 理事、監事及びその他職員の名簿並びに履歴書
- (3) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (4) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (6) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (7) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (8) その他必要な帳簿及び書類

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款は、総会において会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、厚生大臣の認可を得なければ変更することができない。

(解散)

第46条 本会は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び第2項第2号の規定に

よるほか、総会において会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、厚生大臣の認可を得て解散する。

(残余財産の処分)

第47条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、厚生大臣の許可を得て本会と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

第10章 補 則

(委 任)

第48条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、総会の議決を経て会長が別に定める。

附 則

1. この定款は、本会の設立許可のあった日から施行する。
2. 本会の設立当初の役員は、第13条第1項及び第2項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところとし、その任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、昭和64年3月31日までとする。
3. 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第38条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
4. 本会の設立初年度の会計年度は、第42条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和63年3月31日までとする。